

答申第4号（概要）

- 1 件名 「死体発見報告書（死者〇〇）に記載された妻〇〇の情報」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成22年9月16日
- 4 原決定年月日 平成22年9月29日
- 5 決定の内容 部分開示決定
- 6 審査請求年月日 平成22年10月1日
- 7 部分開示決定理由

条例第16条第1項第4号により非開示とした部分には、本件事案の発生場所となった店舗の事業運営に関する情報が記載されており、これを開示することにより、当該店舗の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められ、かつ、条例第16条第1項第4号ただし書のいずれにも該当しないことから非開示とした。（別表A）

条例第16条第1項第5号により非開示とした部分には、死体の見分に係る着眼点、技術、手法、判断基準等の情報が記載されているが、これらの情報が開示されることとなれば、警察が特定の死体を犯罪によるものであるかどうか判断する際に、いったいどのような部分に関心を持ち、どのような部分をどのように調べているのかが明らかとなり、これが、今後犯罪行為を行い又は行おうとする者に知られることになれば、証拠隠滅等の隠蔽工作やその他の対抗措置、防衛措置等を講じられ、あるいは利用されるおそれがある。

また、関係者は、「警察に話した内容を警察は他言しない」との前提で事情聴取に応じており、警察に話したことが公になる可能性があることが分かれば、警戒心が働き最小限の話しかしない可能性がある。

以上のことから、これらの情報を開示することは、警察の犯罪捜査に多大な支障が生じるおそれがあると認められることから非開示とした。

なお、本号により非開示とした部分は、別記の審査請求の対象とする非開示部分のB、C、D、E及びFである。

8 審査請求の主旨

本件非開示決定を取り消し、非開示とした部分の開示を求める。

- 9 諮問年月日 平成22年10月18日
- 10 答申年月日 平成23年3月9日
- 11 審査会の結論

部分開示とした決定のうち、別記A、B及びDの非開示部分は開示すべきある。なお、その余の部分は、原決定のとおりとする。

12 審査会の判断概要

1) 条例第 16 条第 1 項第 4 号該当性について

非開示部分の A を直接見分したところ、この部分には本件事案の発生場所となった店舗の事業運営に関する情報が記載されており、これを開示することにより当該店舗の「競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する」とは認められないことから、本号には該当しない。

2) 条例第 16 条第 1 項第 5 号該当性について

別記の審査請求の対象とする非開示部分のうち、別記 B、D の非開示部分については、関係者の供述内容を記載している部分ではあるものの、客観的な事実であり、かつ、これを開示することにより、今後の警察の犯罪捜査に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものとは認められないことから、本号には該当しない。

本号非開示部分のその他の部分については、本件における非犯罪死との判断は、調査等の結果、その判断時点において判明し把握し得た情報をもとにしたものにすぎないのであり、後に新たに判明した事情により犯罪に関わるとの疑いが生じる可能性を否定することはできない。

仮に本件が刑事事件に発展し、捜査が開始された場合には、本件公文書は捜査上重要な文書として活用されることとなり、捜査書類としての側面も有している。そうであるとする、その他の非開示部分が開示されれば、その犯罪に関わった者において、開示された情報をもとにして、実施機関の主張するような証拠隠滅等の隠蔽工作やその他の対抗措置、防衛措置等を講じるおそれがあるといえることができる。したがって、本号の規定に該当し、非開示が妥当であると判断する。

別記

審査請求の対象とする非開示部分

| | 実施機関が非開示とした部分 | 実施機関が非開示とした理由 |
|---|---|----------------------|
| A | 「死体発見報告書」 2 ページ目の「現場及び死体の状況等」欄の「現場及び発見時の死体の状況」欄の「財布等が置かれていた。」の次の非開示部分 | 条例第 16 条第 1 項第 4 号該当 |
| B | 「死体発見報告書」 2 ページ目の「現場及び死体の状況等」欄の「現場及び発見時の死体の状況」欄の上記 A 以外の非開示部分 | 条例第 16 条第 1 項第 5 号該当 |
| C | 「死体発見報告書」 3 ページ目の「前記判定を裏付ける理由・事項等」欄の「前 | 条例第 16 条第 1 項第 5 号該当 |

| | | |
|---|---|----------------|
| | 記の判定を裏付ける理由、事項等」欄の非開示部分 | |
| D | 「死体発見報告書」3ページ目の「関係者事情聴取結果」欄の「現場臨場した救急隊員〇〇」欄の非開示部分 | 条例第16条第1項第5号該当 |
| E | 「死体発見報告書」7ページ目の「第1発見者からの事情聴取」の「2、事情聴取内容」の項の非開示部 | 条例第16条第1項第5号該当 |
| F | 「死体発見報告書」9ページ目から11ページ目までの「人体図」の非開示部分 | 条例第16条第1項第5号該当 |